# 防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令 （平成三十年防衛省令第九号）

#### 第一条（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

平成三十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

#### 第二条（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

切替日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、人事院規則九―一四五（平成三十年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。